

○国土交通省令第十八号

軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第二項及び第十四条、軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第四条第一項及び第十七条並びに鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）第四条の規定に基づき、軌道法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

軌道法施行規則等の一部を改正する省令

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（軌道法施行規則の一部改正）

第一条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

第六条 起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲タル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル

第十一条 都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」と謂フ）ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ付スコトヲ得

改 正 前

第六条 工事施行ノ認可ヲ受クル前ニ於ケル起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲タル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル

第十一条 都道府県知事工事施行認可申請書ヲ国土交通大臣ニ送付スルトキハ認可ノ可否ニ関スル意見ヲ附スコトヲ得

第十一条 工事施行ノ認可ヲ受ケタル後線路ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第八条ノ規定ニ準シ線路実測図（新旧対照図添付）ヲ、工事方法書ノ記載事項（第九条第一項第十七号及同条第二項第六号ニ掲タル事項ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ第九条ノ規定ニ準シ変更セムトスル事項ニ准シ変更セムトスル事項ニ関スル工事方法書（停留場ノ変更ニ在リテハ新旧対照図添付）ヲ作製シ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣（軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第一項各号及第二項各号ニ掲タル事項ニ在リテハ都道府県知事）ニ提出スベシ

②前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三条ノ二 車両ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ次ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ国土交通大臣ニ

第十三条ノ二 車両ニ関シテハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ左ノ事項ヲ記載シ国土交通大臣ノ認可ヲ受クベシ

②前項ノ認可申請書ニハ工費予算書ヲ添付シ工費支出ノ途ヲ明ニスヘシ但シ重要ナラサル変更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十三条ノ二 車両ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ製作又ハ購入前設計ヲ定メ次ノ事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ国土交通大臣ニ

提出スベシ

一 機関車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

(イ) (ハ) (略)

(三) 主要寸法 平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナ
ル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法 長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条

面ヨリ最高
部迄ノ距離

一車輪輪軸距 軸距、機関車及炭水車ヲ区分別シ固定輪軸距、全輪

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高

(ホ) ボイラノ構造構造概要ヲ示及実用最高汽压メガパスカルヲ以テ記載スルコト

(ヘ) (リ) (略)

(ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍又トノ関係ヲタ

明示セレ断面図添付

一車輪ノ直径動輪、導輪、従輪及炭水車ノ各輪ヲ区分別シ記載スルコト

一車輪一対ノ輪鉄内側距離

(ル) (ヲ) (略)

(ワ) 制動機ノ種類及装置手用、蒸気、空氣制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(カ) 自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備種類ヲ記載シ構造記寸法ヲ明示スル図面ヲ添付シ作用ヲ説明スルコト但シ既認可ノ車両ニ於ケル自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備ト同一設計ニ依ルモノニ付テハ其ノ旨ノ記載ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(ヨ) (ナ) (略)

(ラ) 特殊設計 図面ヲ添付シ構造装

一 機関車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

(イ) (ハ) (略)

(三) 主要寸法 平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナ
ル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法 長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条

面ヨリ最高
部迄ノ距離

一車輪輪軸距 軸距、機関車及炭水車ヲ区分別シ固定輪軸距、全輪

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高

(ホ) ボイラノ構造構造概要ヲ示及実用最高汽压メガパスカルヲ以テ記載スルコト

(ヘ) (リ) (略)

(ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタル輪鉄ノ現尺断面図及車輪ト轍又トノ関係ヲタ

明示セレ断面図添付

一車輪ノ直径動輪、導輪、従輪及炭水車ノ各輪ヲ区分別シ記載スルコト

一車輪一対ノ輪鉄内側距離

(ル) (ヲ) (略)

(ワ) 制動機ノ種類及装置手用、蒸気、空氣制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(カ) 自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備種類ヲ記載シ構造記寸法ヲ明示スル図面ヲ添付シ作用ヲ説明スルコト但シ既認可ノ車両ニ於ケル自動列車停止装置又ハ自動列車制御装置ノ車上設備ト同一設計ニ依ルモノニ付テハ其ノ旨ノ記載ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

(ヨ) (ナ) (略)

(ラ) 特殊設計 図面ヲ添付シ構造装

置ヲ説明スルコト

二 客車及貨車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

(イ)・(エ) (略)

(ト) 主要寸法平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条

面ヨリ最高部迄ノ距離

一車体内寸法客室ヲ貨車ニ在リテハ各客室、郵便室、手小荷物室、車掌室アルモノハ之ヲ区別シ長、幅及高ヲ記載スルコト

一固定輪軸距及ボギー中心間ノ距離

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高空車ノ

(チ)・(リ) (略)

(ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタ

明示セル断面図添付

一車輪ノ直径

(ル)・(ヲ) (略)

(ワ) 制動機ノ種類及装置手用、空氣、車側制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(カ)・(レ) (略)

(ソ) 特殊設計図面ヲ添付シ構造装

三 (略)

(イ)・(二) (略)

四 電氣機関車及電車

置ヲ説明スルコト

二 客車及貨車設計ノ異ル毎ニ使用区間ヲ明示シ設計書ヲ作製スルコト

(イ)・(エ) (略)

(ト) 主要寸法平面、側面及端面並要部ノ断面ヲ示シ且主要ナル構造寸法ヲ記入シタル組立図ヲ添付スルコト

一最大寸法長ハ前後連結器連結面間ノ距離、幅ハ車体中心線ヨリ側部ニ於ケル最突出部迄ノ距離ノ二倍、高ハ軌条

面ヨリ最高部迄ノ距離

一車体内寸法客室ヲ貨車ニ在リテハ各客室、郵便室、手小荷物室、車掌室アルモノハ之ヲ区別シ長、幅及高ヲ記載スルコト

一固定輪軸距及ボギー中心間ノ距離

一軌条面ヨリ連結器ノ中心迄ノ高空車ノ

(チ)・(リ) (略)

(ヌ) 車輪車軸ノ構造車輪車軸図、作図上必要ナル寸法ヲ詳記シタ

明示セル断面図添付

一車輪ノ直径

(ル)・(ヲ) (略)

(ワ) 制動機ノ種類及装置手用、空氣、車側制動機等ノ別ヲ記載シ制動装置図及制動率計算書添付

(カ)・(レ) (略)

(ソ) 特殊設計図面ヲ添付シ構造装

三 (略)

(イ)・(二) (略)

四 電氣機関車及電車

(示) 集電装置ノ構造添付図面種類及箇数

(略)

③既ニ認可又ハ確認ヲ受ケタル車両ヲ購入スル場合ニ於テ認可ヲ申請セントスルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラズ車両ヲ使用セムトスル区間、前使用者名並新旧ノ形式及番号又ハ記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ関係図及踏段ト乗降場トノ関係図ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スペシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲモ添付スペシ

④ (略)

⑤車両ノ図面ニハ主要材料表（第三号ノ六様式）ヲ添付スペシ

第十三条ノ三 前条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後車両ノ設計ノ変更（ヘ認可ヲ受ケタル設計ト同一設計ニ依ル車両ノ改造並客車及貨車ノ車種変更並吊革、網棚其ノ他客車、内燃動車及電車内設備ノ軽微ナル変更（次ニ掲タルモノヲ除ク）ヲ除ク）ノ認可ヲ申請セントスルトキハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲ具シ都道府県知事ニ提出スペシ但シ次ニ掲タル変更ニ関スル届出ヲ為サムトスルトキハ其ノ理由（第二号、第四号及第十四号ニ掲タル変更（集電装置ノ箇数ノ変更ヲ除ク）ニ在リテハ其ノ理由及図面）ヲ具シ都道府県知事ニ之ヲ提出スペシ
一〇十五 (略)

② (略)

（削る）

第十四条乃至第十六条 削除

(示) 集電装置ノ構造添付図面種類及箇数

(略)

③既ニ認可又ハ確認ヲ受ケタル車両ヲ購入スル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ車両ヲ使用セムトスル区間、前使用者名並新旧ノ形式及番号又ハ記号番号ヲ記載シ且契約書ノ写並車輪ト轍又トノ関係図及踏段ト乗降場トノ関係図ヲ添付シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テ改造ヲ加ヘムトスルトキハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲモ添付スペシ

④ (略)

⑤車両ノ図面ニハ主要材料表（第三号ノ六様式）ヲ添付スペシ

第十三条ノ三 前条ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後車両ノ設計ヲ変更セムトスルトキ（認可ヲ受ケタル設計ト同一設計ニ依ル車両ノ改造並客車及貨車ノ車種変更並吊革、網棚其ノ他客車、内燃動車及電車内設備ノ軽微ナル変更（左ニ掲タルモノヲ除ク）ヲ為サムトスルトキヲ除ク）ハ新旧ヲ対照シ其ノ理由及図面ヲ具シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ但シ左ニ掲タル変更ヲ為サムトスルトキハ其ノ理由（第二号、第四号及第十四号ニ掲タル変更（集電装置ノ箇数ノ変更ヲ除ク）ニ在リテハ其ノ理由及図面）ヲ具シ都道府県知事ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル
一〇十五 (略)

② (略)

（削る）

第十四条及第十六条 削除

第十八条ノ二 他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両（認可ヲ受ケタル車両ト同一設計ニ依ルモノヲ除ク）ノ運転ニ関スル認可ヲ申請セントスルトキハ次ノ書類及図面ヲ添付シ都道府県知事ニ提出スペシ

第十八条ノ二 他ノ鉄道又ハ軌道ノ車両ヲ運転セムトスルトキハ左ノ書類及図面ヲ添付シ都道府県知事ノ認可ヲ受クベシ但シ認可ヲ受ケタル車両ト同一設計ニ依ル車両ヲ運転セムトスルトキハ此ノ限りニ在ラズ

一〇八 (略)

第二十二条 旅客運賃若ハ荷物運賃又ハ運輸ニ関スル料金（前条第二項ニ規定スル料金ヲ除ク）ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ提出スベシ

②・③ (略)

一〇八 (略)

第二十二条 旅客運賃若ハ荷物運賃又ハ運輸ニ関スル料金（前条第二項ニ規定スル料金ヲ除ク）ヲ変更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ノ認可ヲ受クベシ

②・③ (略)

第二十四条 運転速度及度数ノ認可申請書ニハ運転速度及度数表（第八号様式）ヲ添付シ実施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スヘシ
②前項ノ認可ヲ受ケタル後運転速度ノ増加又ハ最高許容度数ノ変更ノ認可ヲ申請セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ実施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ提出スベシ
③定期ニ運転スル車両ノ発着時刻ノ設定又ハ変更ノ届出ヲ為サントスルトキハ発着時刻表（第八号様式ノ二）ヲ添付シ所管地方運輸局長ニ実施ノ月日ヲ提出スベシ

第二十四条 運転速度及度数ノ認可申請書ニハ運転速度及度数表（第八号様式）ヲ添付シ実施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ニ之ヲ提出スヘシ
②前項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル後運転速度ヲ増加シ又ハ最高許容度数ヲ変更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ実施ノ月日ヲ記載シ所管地方運輸局長ノ認可ヲ受クヘシ
③定期ニ運転スル車両ノ発着時刻ヲ設定又ハ変更セムトスルトキハ発着時刻表（第八号様式ノ二）ヲ添付シ所管地方運輸局長ニ実施ノ月日ヲ届出スベシ

軌道会社	(略)	(略)
役員ヲ変更シタルトキ		

第三十六条 次ノ表ノ上欄ニ掲グル者同表ノ下欄ニ掲グルトキハ遲滞ナク国土交通大臣ニ之ヲ届出ズベシ

軌道会社	(略)	(略)
会社ノ目的、商号、本店ノ所在地又ハ役員ヲ変更シタルトキ		

第三十六条 次ノ表ノ上欄ニ掲グル者同表ノ下欄ニ掲グルトキハ遲滞ナク国土交通大臣ニ之ヲ届出ズベシ

（専用軌道規則の一部改正）

第二条 専用軌道規則（大正十二年内務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

第一条 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ都道府県知事（当該都道府県ノ区域内ノ軌道ヲ敷設スル地ガ一ノ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市ノ区域内ノミニ在ル場合ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）ノ許可ヲ受クヘシ

第二条 鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令（昭和六十二年建設省令第九号）第一条第一項（第四号、第六号及第七号ニ係ル部分ヲ除ク）、同条第二項（第一号ロ乃至ニ及第二号ニ係ル部分ヲ除ク）並同条第三項及第四項ノ規定ハ前条ノ許可申請ニ之ヲ準用ス

② （略）

（削る）

第四条 軌道法第十二条及第二十四条ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス

第一条 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ヲ道路ニ敷設セムトスル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘシ

第二条 明治四十三年内務省令第二十七号第一条乃至第五条ノ規定ハ前条ノ許可申請ニ之ヲ準用ス

② （略）

第四条 （略）

第五条 軌道法第十二条、第十八条、第十九条及第二十四条ノ規定ハ本令ニ規定スル軌道ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ都道府県知事トス

第六条 許可ヲ受ケタル者力法令若ハ法令ニ基キテ為ス命令又ハ許可ニ附シタル条件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキハ都道府県知事ハ許可ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得

改 正 前

第六条 （略）

第七条 （略）

（軌道建設規程の一部改正）

第三条 軌道建設規程（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>第三十四条 (略)</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケ前各条ニ規定 スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p>
改 正 前	<p>第三十四条 (略)</p> <p>②特別ノ事由アル場合ニ於テハ国土交通大臣ノ許可ヲ受ケ前各条ニ規定 スル設計ニ依ラサルコトヲ得</p>

（鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令の一部改正）

第四条 鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令（昭和六十二年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(提出すべき申請書等の部数)		
<p>第三条 法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者が令第一条第一項の規定により提出すべき申請書並びに添付すべき書類及び図面の部数は、正本一通並びに関係都道府県知事（当該関係都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が当該関係都道府県ごとにその区域内の一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長）及び関係道路管理者の数と同一の部数のその写しとする。</p> <p>(道路管理者の意見の聴取)</p> <p>第四条 都道府県知事（当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の指定都市の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）は、令第二条の規定により道路管理者の意見を聴こうとするときは、道路管理者が意見を提出すべき期限を指定することができる。</p>	<p>第三条 法第六十一条第一項ただし書の規定による許可を受けようとする者が令第一条第一項の規定により提出すべき申請書並びに添付すべき書類及び図面の部数は、正本一通並びに関係都道府県知事及び関係道路管理者の数と同一の部数のその写しとする。</p> <p>(道路管理者の意見の聴取)</p> <p>第四条 都道府県知事は、令第二条の規定により道路管理者の意見を聴こうとするときは、道路管理者が意見を提出すべき期限を指定することができます。</p>	

附 則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。